

＜令和7年度版＞

民法の問題集（債権総論）

【問題＋解答】

【目次】

問題＋解答（全181問）

p 2～193

第3編 債権

第1章 総則

第1節 債権の目的

問1 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。

<399条：債権の目的>

債権は、金銭に見積もることができないもので【あつては / あつても】、その目的とすることが【できる / できない】。

問2 次の空欄を埋めましょう。

<400条：特定物の引渡しの場合の注意義務>

債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして定まる「_____」の注意をもって、その物を保存しなければならない。

第3編 債権

第1章 総則

第1節 債権の目的

問1の正解

< 399条：債権の目的 >

債権は、金銭に見積もることができないもので【 あっても 】、その目的とすることが【 できる 】。

問2の正解

< 400条：特定物の引渡しの場合の注意義務 >

債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして定まる「善良な管理者」の注意をもって、その物を保存しなければならない。

問3 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。空欄も埋めましょう。

< 401条：種類債権 >

- 1 債権の目的物を種類のみで指定した場合において、法律行為の性質又は当事者の意思によってその品質を定めることができないときは、債務者は、【 上等 / 中等 / 下等 】の品質を有する物を給付しなければならない。
- 2 1の場合において、債務者が物の給付をするのに必要な「_____」し、又は債権者の同意を得てその給付すべき物を「_____」ときは、以後その物を債権の目的物とする。

問4 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。

< 402条：金銭債権① >

- 1 債権の目的物が金銭であるときは、債務者は、【 その選択 / 債権者の選択 】に従い、各種の通貨で弁済をすることができる。ただし、特定の種類の通貨の給付を債権の目的としたときは、この限りでない。
- 2 債権の目的物である特定の種類の通貨が弁済期に強制通用の効力を失っているときは、債務者は、他の通貨で弁済をしなければならない。
- 3 1や2の規定は、外国の通貨の給付を債権の目的とした場合について【 準用する / 準用しない 】。

問3の正解

< 401条：種類債権 >

- 1 債権の目的物を種類のみで指定した場合において、法律行為の性質又は当事者の意思によってその品質を定めることができないときは、債務者は、
【 中等 】の品質を有する物を給付しなければならない。
- 2 1の場合において、債務者が物の給付をするのに必要な「行為を完了」し、又は債権者の同意を得てその給付すべき物を「指定した」ときは、以後その物を債権の目的物とする。

問4の正解

< 402条：金銭債権① >

- 1 債権の目的物が金銭であるときは、債務者は、
【 その選択 】に従い、各種の通貨で弁済をすることができる。ただし、特定の種類の通貨の給付を債権の目的としたときは、この限りでない。
- 2 債権の目的物である特定の種類の通貨が弁済期に強制通用の効力を失っているときは、債務者は、他の通貨で弁済をしなければならない。
- 3 1や2の規定は、外国の通貨の給付を債権の目的とした場合について
【 準用する 】。

問5 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。

< 403条：金銭債権② >

外国の通貨で債権額を指定したときは、債務者は、履行地における為替相場により、日本の通貨で弁済をすることが【 できる / できない 】。

問6 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。空欄も埋めましょう。

< 404条：法定利率 >

- 1 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、【 その債権 / その利息 】が生じた最初の時点における法定利率による。
- 2 法定利率は、年「____」とする。
- 3 2にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、【 3年 / 5年 】を1期とし、1期ごとに、4により変動するものとする。
- 4 各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（直近変動期）における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。 ※ 0.1%未満の端数は切り捨て
- 5 4に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の6年前の年の1月から前々年の12月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が【 1年未満 / 3年未満 】のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を60で除して計算した割合として法務大臣が告示するものをいう。 ※ 0.1%未満の端数は切り捨て

問5の正解

< 403条：金銭債権② >

外国の通貨で債権額を指定したときは、債務者は、履行地における為替相場により、日本の通貨で弁済をすることが【 できる 】。

問6の正解

< 404条：法定利率 >

- 1 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、【 その利息 】が生じた最初の時点における法定利率による。
- 2 法定利率は、年「3%」とする。
- 3 2にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、【 3年 】を1期とし、1期ごとに、4により変動するものとする。
- 4 各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（直近変動期）における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。 ※ 0.1%未満の端数は切り捨て
- 5 4に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の6年前の年の1月から前々年の12月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が【 1年未満 】のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を60で除して計算した割合として法務大臣が告示するものをいう。 ※ 0.1%未満の端数は切り捨て

<講座案内>

ステップアップファーストでは、次の講座を開講しています。

- ・行政書士通学講座（個別指導）
- ・行政書士通信講座（個別指導）

各講座の詳細は、ホームページをご確認ください。

「ステップアップファースト で検索」

また、行政書士通学講座については「個別受講相談」を実施しています。
ご相談は無料で、随時開催しています。（予約制）

個別受講相談のご予約は、ホームページのお問い合わせフォーム、
またはお電話（055-215-2059）で承っております。

<合格者の声>（行政書士通学講座）

法律知識ゼロからのスタートで、半年間の勉強で一発合格できました。
先生の講座のおかげです。（ T.G.さん ）

<合格者の声>（行政書士通信講座）

「過去問や模試を2時間で解く」と言うことが大きな力となりました。
本試験でも2時間で解くペースを持ち続けられたからこそ1時間の余裕が
生まれ、落ち着いて再度解答確認が出来たことで得点を大きく伸ばすことが
出来ました。
半年間のご指導をどうも有難うございました。（ K.W.さん ）

<教材案内>

ステップアップファーストでは、オリジナル教材を販売しています。
各教材の詳細は、ホームページの「オンラインショップ」をご確認ください。

<逐条解説>

- | | |
|-------------------|--------------------|
| No.1 行政手続法の逐条解説 | No.6 民法の逐条解説（債権総論） |
| No.2 行政不服審査法の逐条解説 | No.7 民法の逐条解説（債権各論） |
| No.3 行政事件訴訟法の逐条解説 | No.8 民法の逐条解説（親族） |
| No.4 民法の逐条解説（総則） | No.9 民法の逐条解説（相続） |
| No.5 民法の逐条解説（物権） | No.10 個人情報保護法の逐条解説 |

<問題集>

- | | |
|------------------|-------------------|
| No.1 行政手続法の問題集 | No.6 民法の問題集（債権総論） |
| No.2 行政不服審査法の問題集 | No.7 民法の問題集（債権各論） |
| No.3 行政事件訴訟法の問題集 | No.8 民法の問題集（親族） |
| No.4 民法の問題集（総則） | No.9 民法の問題集（相続） |
| No.5 民法の問題集（物権） | No.10 個人情報保護法の問題集 |

<勉強法>

- | | |
|----------------|-----------------|
| No.1 もうひとつの勉強法 | No.2 基礎知識の足切り対策 |
|----------------|-----------------|

<合格者の声>

先生のサイトの教材に出会えて、今年度の行政書士試験に合格することができました。ほんとうにありがとうございました。

行政法関連の逐条解説は、印刷してパイnderに綴じて持ち歩いていました。行政書士の試験では条文の読み込みはとても重要ですが、難しい言い回しの条文は何度読んでも、理解ができなければ、何の意味もなく、むしろ時間の無駄に感じていました。

先生の逐条解説は、何よりも難しい言い回しの条文をととてもわかり易い例え話で説明されていて、お陰で、条文という堅い読み物が、エッセーでも読んでいるような感じで、何度も繰り返して読めました。

一般の書籍では手に入らない、貴重な逐条解説だと思います。（ S.Y.さん ）